

佐伯ごまだし大将着ぐるみ貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、佐伯ごまだしうどんイメージキャラクター「佐伯ごまだし大将」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という）の貸出しに関する必要な事項を定め、もって一般財団法人観光まちづくり佐伯（以下「法人」という。）の観光PR、観光コンテンツの発展に寄与することを目的とする。

(着ぐるみの貸出し)

第2条 法人は、法人の業務に支障を及ぼさない範囲において、着ぐるみを貸し出すことができる。

2 前項の貸出期間は、貸出日から返却日を含めて5日以内とし、貸出回数は、1団体1月につき1回までとする。ただし、法人が特別の事情があると認めたときは、この限りではない。

(貸出しの申請)

第3条 着ぐるみの借受けを希望する者は、あらかじめ貸出承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して法人に提出し、その承認を受けなければならない。

(貸出しの承認)

第4条 法人は、前条の申請書の提出があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、原則着ぐるみの貸出しを承認するものとする。

- (1) 既に利用の予定があるとき
- (2) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき
- (3) 法令又は公序良俗に反するおそれのあるとき
- (4) 特定の個人、団体（ただし、佐伯ごまだし暖簾会及び同会の会員を除く。）、法人（ただし、公共団体を除く。）又は商品等を支援若しくは推薦し又はこれらを行うおそれがあると認められるとき。
- (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張の表現に関する利用と認められるとき
- (6) 法人のイメージや品位を損なうおそれがあると認められるとき
- (7) その他、法人が貸出することが適当でないと認めるとき

2 前項の規定により承認または不承認を決定したときは、申請者に貸出決定通知書（様式第2号）を交付する。

(使用料)

第5条 着ぐるみの利用料は、当分の間無料とする。

(遵守事項)

第6条 法人の承認を受けて着ぐるみを利用する者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること

(2) 貸出期間を遵守すること

(3) 着ぐるみ返却時には、使用の様子がわかる写真等を提出すること

(承認の取消し)

第7条 法人は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消し、直ちに着ぐるみの返還を求め、以後は当該利用者に貸出しをしない。

(1) 申請の内容に虚偽のあることが判明したとき

(2) 第4条各号のいずれかに該当するとき

(3) 前条の遵守事項に違反したとき

(4) その他貸出しが不適當であると認められたとき

2 法人は、利用者が前項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責任を一切負わない。

(原状回復)

第8条 利用者は、当該着ぐるみを原状に回復しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、法人が着ぐるみの補修又はクリーニングを求めたときは、利用者はこれに応じなければならない。

(免責)

第9条 着ぐるみの貸出しにより、利用者が被った被害及び利用者によりなされた第三者への損害に対し、法人は一切その責任を負わない。

(事務)

第10条 この要綱に関する事務は、観光推進課が行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの貸出しについて必要な事項は、法人が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年10月28日から適用する。

(一部改正)

2 この要綱は、理事長決裁の日から適用する。

様式第1号(第3条関係)

佐伯ごまだし大将着ぐるみ貸出承認申請書

年 月 日

一般財団法人観光まちづくり佐伯

理事長

様

申請者

住所

氏名

佐伯ごまだし大将着ぐるみを借用したいので、次のとおり申請します。

1. 使用目的

2. 使用期間

3. 使用場所

4. 使用者連絡先

住所

団体等名称

担当者職氏名

電話番号

e-mail

5. 添付資料

①使用する内容が分かる企画書等の資料

②使用する団体の概要等の資料

6. 備考

様式第2号（第4条第2項関係）

佐伯ごまだし大将着ぐるみ貸出決定（承認又は不承認）通知書

第 号
年 月 日

様

一般財団法人観光まちづくり佐伯
理事長

年 月 日付けで申請のありました佐伯ごまだし大将着ぐるみの貸し出しについて、
次のとおり承認します（承認しません）。

（ 承認する / 承認しない ）

1. 使用目的
2. 貸出期間
3. 返却期日

（注）「佐伯ごまだし大将」着ぐるみ貸出承認申請書の申請内容どおりに利用すること。
「佐伯ごまだし大将」着ぐるみ貸出要綱の規定を遵守すること。
別に配布する「佐伯ごまだし大将着ぐるみ取扱い説明書」を熟読のうえ、正しく使用してください。

佐伯ごまだし大将着ぐるみ取扱い説明書
(必ずお読みいただき、正しく使用してください。)

貸出内容

「佐伯ごまだし大将」着ぐるみ1体 (ボディ・ズボン・手袋・靴・収納袋)
※着ぐるみは、1メートルほどになりますので、移動にはワゴン車などが必要です。

着用者の服装

汗等による着ぐるみの劣化を防ぐため、以下の服装を着用するようご協力ください。

1. 素肌が直接触れないよう、長袖、長ズボン等を着用してください。
2. 靴下は必ず着用してください。
3. できるだけ、着用者の首に黒っぽいタオル等を巻いてください。また、目に汗が入るので、額にタオルを巻くことをお勧めします。

脱着手順

＜取付け手順＞

※大将のボディ下側の縁がもろくなっていますので、縁を引き上げないでください。
縁が折れる可能性があります。

- 1) ボディ内に電池をセットします。
- 2) ボディ内側にある換気ファンのスイッチをいれます。
- 3) 手をボディ横に差し込み左右2箇所ずつリングにホックをかけます。
- 4) ズボンを着用します。
- 5) ボディを下から潜って着用します。
- 6) 靴を履きます。
- 7) あごの下のマジックテープを留めて手を入れます。
- 8) 全体を整えます。

＜取外し手順＞ 取付けと逆の手順になります。

着用中の注意事項

○着ぐるみは視野が狭くなり、動きも制限されますので着用して行動する場合、必ず補助員をつけ一緒に行動してください。

- 激しい運動には不向きですので、無理に動かさず自然に動く範囲でご使用ください。
- 着ぐるみを長時間着用しますと、内部温度が上昇します。特に夏場の炎天下では、体に変調をきたす場合がありますので、体調に合わせて休憩をとりながらご使用してください。（２０分を目安に休憩、着用者の交代をしてください。）
- 水気・火気のある所には近づかないでください。
- キャラクターのイメージを保つため、着ぐるみ着用時は非常時を除き、言葉は発しないようにしてください。
- 雨天時は、屋外で使用しないでください。
- 小さなお子様の近くでは、充分ご注意ください。

着用後のケアのお願い

着ぐるみ（ボディ・ズボン・手袋・靴）着用後は、風通しの良い場所で陰干しをしてください。

適宜、除菌消臭スプレー等を使用してください。

その後収納袋に入れて保管してください。

その他

- 着ぐるみが型崩れしないよう、置き方には十分注意してください。
- キャラクターのイメージを保つため、脱着作業は、関係者以外には絶対に目撃されないようにしてください。着脱する場所の確保（テントスペース等）が必要です。
- 主催者以外は使用しないでください。
- 承認後、貸出事業としてふさわしくない行為がある場合には、承認を取り消します。